

「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」の一部改訂について

令和6年2月8日

鳥取県救急搬送高度化推進協議会事務局

- 消防法第35条の5第1項の規定に基づく、「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準（以下「実施基準」）」については、平成21年10月27日付総務省消防庁及び厚生労働省の通知により、少なくとも、1年ごとに調査・分析を行い、必要に応じて、見直しを行うこととされているところです。
- この度、各救急病院へ意向調査の結果を踏まえ、下記のとおり、一部改訂案をとりまとめましたので、ご審議いただきますようお願いいたします。
- ※今回一部改訂する実施基準は、令和6年4月からの運用開始を予定しております。

1 「実施基準」の一部改訂の概要

(1) 現行の実施基準からの主な改訂内容

- ① 「2 分類基準に基づく医療機関リスト」の一部改訂
※各救急病院への意向調査の結果を踏まえた修正。
- ② 「6 受入医療機関確保等基準」の一部改訂
※システムの更新・廃止に伴う修正。
- ③ 「7 その他の事項」の一部改訂
※日南病院における救急車医師同乗システムの運用停止に伴う修正。
- ④ その他、軽微な修正

(2) 改訂内容の詳細

- ・資料2-1「新旧対照表」及び資料2-2「改正後全文」のとおり。

2 「実施基準」の一部改訂に係る主な経緯

令和5年11月30日（木）～ 令和6年1月24日（水）	各救急病院への意向調査
令和6年1月25日（木）～ 令和6年2月2日（金）	各消防局での確認

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年4月 「実施基準」運用開始